

新規学校卒業生職業紹介取扱スケジュール

令和5年度 卒業・修了予定者	
中 学 校	6月1日以降 公共職業安定所における求人受理 1月8日以降 推薦・選考開始、採用内定開始
高 等 学 校	6月1日以降 公共職業安定所における求人受理、確認のための受付 7月1日以降 事業主への求人票返戻 7月1日以降 学校における求人受理（上記確認後） 9月5日以降 推薦開始 9月16日以降 選考開始、採用内定開始
大 学 ・ 短 大 ・ 高 専	2月1日以降 公共職業安定所における求人受理 3月1日以降 企業説明会開始 4月1日以降 公共職業安定所における求人票、求人要項等の展示・公開 6月1日以降 採用選考活動・学校推薦開始 10月1日以降 採用内定開始 (※) 「企業説明会」の取扱い（R4. 3. 28就職問題懇談会申合せ事項） 企業等が採用を目的として、事前に採用予定数や選考日程などの採用情報を広く学生に発信する「企業説明会」に対する会場提供や協力については、卒業・修了前年度3月1日以降とすること。

(注)

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者の就職・採用活動については、関係省庁、経済団体、大学等において議論を行い、企業等においては、令和4年3月28日に関係省庁（内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の局長級等で構成される関係省庁連絡会議）から経済団体等に対する「2023（令和5）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」を踏まえ、また、大学等（大学等関係団体で構成される就職問題懇談会）においては、同月28日に「令和5年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、広報活動は卒業・修了年度の直前の年度の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始されることとなる。

また、「申合せ」では、9月30日以前の内々定は学生を拘束しないものであるとしている。